

現在お持ちの限度額適用認定証等は、7月31日で有効期限が切れます。
現在も入院などで引き続き認定証が必要な方は、8月30日（金）までに更新の手続きを
してください。

※この認定証は交付を受けた月の初日から有効になります。
※国民健康保険税に未納があると交付できない場合があります。



- ◇**手続期間** 8月1日～8月30日
- ◇**持参品** 国民健康保険証、限度額適用認定証等
※長期入院（90日を超える入院）の方は入院日数が確認できる領収書等
- ◇**手続場所** 市民生活課 国保・年金係（うきは市役所）または浮羽市民課（うきは市民センター）

また、70歳以上の方については、住民税非課税の方と現役並みⅠ^(注1)またはⅡ^(注2)の方が認定証の交付対象となります。なお、70歳未満の方については全員が交付対象です。

（注1）課税所得が145万円以上の方

（注2）課税所得が380万円以上の方

★認定証の交付を受けず、医療費の支払いが上限額を超えた場合、後日、高額療養費として払い戻しの申請をすることができます。

●問合せ

市民生活課 国保・年金係 TEL 75-4973

令和2年 うきは市成人式

☆うきは市出身で他市町村に転出された方でも、参加できます

- ◇**日程** 令和2年1月12日（日）13時～
- ◇**会場** 白壁ホール（吉井町1001-4）
- ◇**対象者** 平成11年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方で、

①市民（うきは市に住民登録がある方）

→申込不要（12月中旬に案内はがきを送付）

②市出身で他市町村に転出し、うきは市での成人式を希望する方

→便せん等に必要事項（成人者名、生年月日、案内はがきの送付先住所・世帯主、日中連絡の取れる連絡先、出身小学校）をご記入の上、事務局へ郵送、ファクスまたは電話で申し込みください。

- ◇**申込締切** 11月1日（金）



成人式の実行委員を募集します

成人式の企画・運営を行う新成人の実行委員を募集します。会議を月1回程度開催し、式典の内容や記念品等を決めていきます。希望される方は、お友達お誘いの上、**8月9日（金）**までに事務局へご連絡ください。

※会議は事務局と行い、9月から実施予定。



昨年度の実行委員の皆さん

●申込み・問合せ

〒839-1321 うきは市吉井町983番地1

うきは市教育委員会 生涯学習課 社会教育係 TEL 75-3343 、FAX 76-4724